

令和5年3月31日

保護者各位

新型コロナウイルス感染症に関する新学期以降の対応について

岡山県立岡山一宮高等学校  
校長 梅田 和男

このたび、文部科学省から3月17日付け「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」の通知があり、県教委からは3月23日付け「衛生管理マニュアルの改定に係る新学期の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知がありました。これらの通知に基づき、令和5年4月1日から教育活動を行いますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、朝の検温等の健康観察は引き続き行います。

記

【文部科学省3月17日付け文書から抜粋】

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- 基礎疾患がある場合など様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見がないよう適切に指導を行うこと。

(中略)

- 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
  - また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。
- (2) 入学式等の実施に当たっての留意事項
- 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
  - 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。

○ 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。

○ また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。

(中略)

### 3. 給食等の食事をする場面における対策について

○ 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。

○ その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

## 【県教委 3月23日付け文書から抜粋】

(中略)

### 4 出席停止の取り扱いについて

(1) 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

ア 感染が判明した場合

イ 感染者の濃厚接触者に特定された場合

ウ 学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした場合等

エ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる場合

オ 同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合

オについては、地域の実情（※）に応じ、出席停止の措置を取ることができます。

※県新型コロナウイルス感染症本部会議のレベルを参考に、県教委で判断します。

〈出席停止の期間〉

アについては、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過

イについては、感染者と最終接触があった日を0日として翌日から5日間

ウについては、濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断する

エ及びオについては、症状がみられなくなるまで、若しくは医療機関を受診して新型コロナ感染症の疑いなくなるまで

(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

ア 医療的ケア児や基礎疾患児（基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等）について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないとして学校が判断する場合

イ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合